

「施設園芸環境測定装置データ蓄積・分析事業」業務委託企画提案競技会実施要領

宮崎県農産園芸課

宮崎県(以下「県」という。)が実施する「施設園芸環境測定装置データ蓄積・分析事業」(以下「本事業」という。)を実施する事業者を選定するに当たり、この要領に基づき募集する。

1 事業の目的

本県施設園芸では環境測定機器の導入が進んでおり、温度やCO₂濃度など収量・品質に影響を与える各種データの見える化が可能となっているが、各種データの利活用は個人や少数の集団内で比較するにとどまっている。そこで県内の施設園芸(きゅうり、ピーマン)で蓄積された環境データを収集し、高収量を実現させるためハウス内管理の分析を行い、高生産体系のためのハウス管理の指標作成を目指す。

2 事業の内容

別紙「施設園芸環境測定装置データ蓄積・分析事業 仕様書」(以下「仕様書」という。)の通りとする。

3 委託料

990,000円以内(消費税及び地方消費税額を含む。)

4 公募する事業者の役割

審査の結果、本事業の事業者として決定された者(以下「事業実施者」という。)は、仕様書及び業務委託契約書に基づき、本事業を行うものとする。

5 応募者の資格要件

応募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (3) 応募時点において、国及び地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 法人その他団体の役員又は経営に事実上参加している者、事業を実施する主体の構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有していないこと。

(5) 応募及び本事業の実施に当たっては、地域の関係者等と十分に連携が図られること。

6 審査の実施

審査は、提出された提案書等について行い、下記の点を総合的に勘案して、契約の相手方を決定する。

- ・ 企画提案概要の内容や提案内容の独自性
- ・ 本事業の実施に必要な能力の保有
- ・ 事業実施の計画性があるか
- ・ 経費の積算が妥当であるか

7 委託契約の締結

審査の結果により、県と事業実施者は仕様書及び提出された提案書類等をもとに、委託契約を締結する。

8 業務委託提案競技会への申込み

競技会に参加しようとする者は、参加申込書(別紙1)を令和4年1月12日(水)までにファクシミリ又は電子メールにて提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書

ア 企画提案書の表紙は、別紙2(A4サイズ)とする。

イ 企画提案概要(別紙3)を添付する。

ウ その他資料は、A4サイズで任意様式とし、農業分野以外も含め、過去のデータ分析の実績や事例について添付すること。

エ ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

オ 仕様書の趣旨を踏まえ、わかりやすく具体的に作成すること。

②その他書類

会社概要や本事業の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること。

(2) 提出方法

① 提出部数 正本1部、副本(コピー)1部

② 提出期限

ア 持参する場合

令和4年1月24日(月)の午後5時までに下記担当課に提出すること。

イ 郵送する場合

郵送用封筒等に「企画提案書等在中」の旨を記載して、令和4年1月24日(月)までに下記提出先に到着するように送付すること。

ウ データ送付する場合

令和4年1月24日(月)の午後5時までに下記担当課のメールアドレスにデータを送付すること。

③提出先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1号県庁1号館8階

宮崎県農政水産部農産園芸課施設園芸担当 早日

メールアドレス：hayahi-takanori@pref.miyazaki.lg.jp

(3) 留意事項

- ①提出後の書換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- ②虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- ③参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- ④提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

9 募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 本事業の内容など、募集に関する質問は、質問票(別紙4)により「8(2)③提出先」にある担当課宛にファクシミリ又は電子メールで、令和4年1月12日(水)午後5時までに提出するものとする。
- (2) 回答は、その都度、質問事項を提出した者にファクシミリ又は電子メールにて行う。なお、県担当課が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、県ホームページにその内容を掲載する。